

おわりに

水道事業者等は、水道水の自己検査体制を確保することが困難となり、水質検査を地方公共団体の機関又は登録検査機関に委託する場合においても、水質検査の結果に責任を持たなければならない、また、原水の水質汚染や水道施設の事故への迅速な対応等、緊急時の水質管理体制を確保することが不可欠である。

本検討会では、近年の水道事業者等や登録検査機関の水質検査を取り巻く状況における課題を踏まえ、水道事業者等が登録検査機関に水質検査を委託する際の信頼性を確保する取組みについて検討を行い、水道事業者等、登録検査機関及び国等の取組の基本的方向と具体的な取組をまとめたところである。

的確な水質検査の実施が、水道水の安全性確保のための根幹であることに鑑み、水道事業者等、登録検査機関及び国はそれぞれが「３．取組の基本的方向性と具体的な取組について」に示した具体的措置を講じることが必要である。

今後は、水道事業者等の適切な業務発注及び検査内容の確認、登録検査機関の精度を確保した適切な検査の実施及び国による水道事業者等や登録検査機関への指導監督等それぞれの役割を果たすことで、水質検査の信頼性を確保すべきである。

本報告を踏まえた関係者における水質検査の信頼性を確保するための取組の一層の展開を期待したい。